

第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画策定
支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務の委託業者について、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 日程（予定）

実施内容	実施期間又は期日
公示日	令和4年6月8日（水）
質問書の提出期限	令和4年6月14日（火）まで
質問に対する回答	令和4年6月20日（月）まで
参加申込書等の提出期限	令和4年6月24日（金）まで
参加確認通知	令和4年7月5日（火）まで
提案書等の受付期限	令和4年7月11日（月）まで
ヒアリング審査	令和4年7月20日（水）
審査結果通知	審査後、1週間以内

受付や提出については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時までとする。

6. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 過去5年以内（平成29年度から令和3年度）に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績を有していること。
- (3) みやま市指名停止等措置要綱（平成19年みやま市告示第14号）に定める指名

停止要件に該当していないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税）、県税（法人県民税、法人事業税）及び市税（法人市民税）を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7. 提出書類

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、実施要領及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 人員体制調書（様式第2号） 1部
- ウ 業務実績調書（様式第3号） 1部
- エ 会社概要調書（様式第4号） 1部
- オ 委任状（様式第5号）※委任する場合 1部
- カ 誓約書（様式第6号） 1部
- キ 国税、県税、市税の未納がない証明書 1部
※発行3か月以内のもの
- ク 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部
※発行1か月以内のもの
※上記のうち、カからクについては、みやま市競争入札参加資格者名簿に登録された者の提出は不要とする。
- ケ 役員等調書及び照会承諾書（様式第10号）

② 提案書等の提出書類

- ア 提案書等提出届（様式第7号） 正本1部 副本7部
- イ 企画提案書（任意様式） 正本1部 副本7部
企画提案書はA4版とし、書式・項数については特に定めないものとする（A3版による折込の挿入は可とする）。刷色は自由とし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。
- ウ 価格提案書（様式第8号） 正本1部

(2) 提出期限

① 参加申込書等の提出期限

令和4年6月24日（金）17時まで（必着）

② 提案書等の提出期限

令和4年7月 11日（月） 17時まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、（2）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

また、価格提案書（様式第8号）については、持参、郵送に関わらず、封筒に入れ、封筒の表面に「第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務価格提案書」と朱書きし、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印し、提出すること。

（4）提出先

「15. 問い合わせ先及び提出先」と同じ。

8. 資格確認審査

令和4年6月24日（金）を提出期限とする参加申込書等が不足ないこと及び書類内容から参加資格の有無を確認後、本プロポーザルに参加申し込みをした全事業者に対して参加の可否を通知する。

9. 質問及び回答

（1）質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第9号）を電子メールに添付して、「15. 問い合わせ先及び提出先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。件名に「【会社名】プロポーザル質問書」と明記すること。なお、電話及び口頭による質問、質問期限以降の質問は受け付けない。

（2）質問期限

令和4年6月14日（火） 17時まで（必着）

（3）回答方法

令和4年6月20日（月）までに、質問書（様式第9号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

（4）質問に対する回答の取扱い

質問に対する回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

10. 審査方法

（1）審査体制

審査にあたっては、「第2期みやま市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し審査を行う。

（2）ヒアリング審査

① 実施日 令和4年7月20日（水）

② 事業者によるプレゼンテーションの時間は30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とする。

- ③ 各事業者出席者は3名以内とする。
- ④ 追加資料は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションに必要な機器は事業者が持参する。

(3) 評価基準

【評価基準表】

審査項目	審査内容	配点
基本的事項 (20点)	子どもの貧困対策に関する明確な考え方を感ぜられるか。	10
	子どもの貧困について社会的背景を把握できているか。また対策について基礎的な知識があるか。	10
実施体制 (10点)	業務運営の組織体制・人的配置は適正であるか。業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な実務経験を有しているか。	5
	他自治体での同種・類似の業務実績はどうか。	5
企画提案書の 評価 (40点)	企画全般の着眼点、発想、考え方はどうか。	10
	本市の特性・課題・各種関連計画等を踏まえた企画提案となっているか。	10
	法令や国・県・他自治体の動向を踏まえた提案がされているか。	5
	計画策定にあたり考慮すべき情報や資料を、本市に提供する等のサポートが示されているか。	5
作業内容・工程 (20点)	アンケート調査の結果から支援施策及び計画構成は具体的に提案されているか。	10
	策定業務全般について、作業内容が具体的かつ効果的か。	5
	策定委員会や団体ヒアリングへのサポート体制、企画提案はどうか。	10
見積金額 (10点)	作業工程のイメージは具体的か。役割分担やスケジュールが明確に示されているか。	5
	見積額の経済性 $10点 \times \text{最低見積額} / \text{評価対象見積額}$	10
合計		100

(4) 選定方法

- ① 委員による点数評価とし、評価基準表の審査項目により評価を行う。
- ② 失格者を除いた事業者のうち、合計点数が1位となった事業者から優先交渉とする。ただし、適切な提案がない場合には、本プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- ③ 評価の合計点数が同点となった場合は、価格提案書（様式第8号）において最

も安価な金額を提示した事業者を1位とする。提案価格書の金額も同額だった場合は、当該事業者にくじを引かせて順位を決定する。

- ④ 参加者が1社のみの場合においても、評価の合計点数が6割を超えている場合は当該事業者選定は成立するものとする。

1 1. 審査結果

審査結果については、参加事業者に文書で通知し、審査結果は、優先交渉者とその合計点数及び優先交渉者を除く参加者の各合計点数をホームページで公表する。なお、審査内容についての問合せは一切応じない。

1 2. 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉者と、契約内容を協議のうえ、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 価格提案書（様式第8号）の金額が提案上限額を上回ったとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をおこなった場合

1 4. その他留意事項

- (1) 参加を表明するにあたっては、本要領及び配布資料を熟読し、本市における取組みや今後の市の方針について十分に理解したうえで行うこと。
- (2) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（様式は任意）により、その旨を「1 5. 問い合わせ先及び提出先」に通知すること。
- (3) 提出書類
 - ① 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
 - ② 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
 - ③ 提出された書類は、提出した事業者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - ④ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て事業者の負担とする。
 - ⑤ 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあっても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 提出された書類等について、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする。また、本プロポーザルによる事業者決定前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれのある情報については決定後の開示とする。
- (6) 本委託業務の再委託はできないものとする。
- (7) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本事業の選定を受けた事業者が作成した企画提案書については、本市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとする。
- (8) 事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、不服を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先及び提出先

住 所：〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地
提出先：みやま市 保健福祉部 子ども子育て課 子ども子育て係
電 話： 0944-64-1535
メール：kosodate@city.miyama.lg.jp